

令和2年2月定例会 総務委員会（事前）

令和2年2月6日（木）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

岡田委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

昨日の議会運営委員会において、今定例会提出予定議案のうち、議案第67号「令和元年度徳島県一般会計補正予算（第4号）」については、本日の委員会で十分審査し、開会日には委員会付託を省略して議決することと決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料、資料1）

- 議案第1号 令和2年度徳島県一般会計予算
- 議案第55号 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について
- 報告第1号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

- 徳島県警察・地域警察再編計画（案）について（資料2）
- 徳島県警察施設長寿命化計画（案）について（資料3，4）

根本警察本部長

報告に先立ちまして、申し上げます。

先日、岡田委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、県内視察として、阿南警察署やとみおか交番を御視察いただいたところでございますが、県警察といたしましては、賜りました御意見を踏まえ、今後の警察行政にしっかりと反映させてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、お手元の資料の1ページを御覧ください。

本県の治安情勢と本年の県警察の主要施策について、御報告いたします。

令和元年中の刑法犯認知件数は、前年とほぼ同水準であるものの、児童虐待やストーカー事案等の認知件数が高い水準で推移するなど、治安情勢は依然として予断を許さない状況でございます。また、高齢ドライバーによる交通事故や今後、発生が懸念される南海トラフ地震への対応など、引き続き多くの課題がございます。

こうした治安情勢等を踏まえ、県警察では、本年の運営指針を「安全安心を誇れる徳島

県の実現～県民を守る『力強い警察』の確立～」と定め、各種施策を推進してまいります。

それでは、主要施策の5項目について、御説明いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止でございます。

県警察では、防犯ボランティア団体と連携したパトロールをはじめ、SNS等を活用した情報発信、自治体・事業者に対する防犯カメラの設置など、引き続き官民連携の下、地域の治安情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を推進してまいります。

また、児童虐待やストーカー事案等は、事態が急展開して重大事案に発展する危険性があることから、認知段階から早期に介入して危険事態の防あつ・検挙を図るとともに、関係機関・団体との連携により、被害者の安全確保を最優先とした対応に努めてまいります。

さらに、特殊詐欺事犯については、昨年中、認知件数30件、被害金額は約7,800万円であり、認知件数、被害金額ともに減少しており、22件12人を検挙したところでございます。

この種の犯罪は、被害対象や手口が次々に変化することから、タイムリーな情報発信により注意喚起を図るとともに、金融機関等と連携した水際対策を推進するなど、被害の防止と検挙の両輪で対策を強化してまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙でございます。

昨年の殺人、強盗などの重要犯罪は、認知件数30件に対し、検挙件数32件と検挙率は約107パーセントという状況でございました。重要犯罪等の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、事件発生時には捜査員を集中的に投入するほか、DNA型鑑定等の科学捜査を徹底するなど、早期解決に向けて最大限の捜査力を傾注してまいります。

また、暴力団対策については、六代目山口組傘下組織組長による傷害・恐喝事件など97件28人を検挙しましたが、今後も組織の壊滅に向け、徹底した取締りを推進するなど、県民生活の安全確保に万全を期してまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止でございます。

昨年の人身事故の発生件数は、約2,500件と前年から約1割減と減少基調が続いておりますが、死者数は、41人と前年と比較して10人増加しました。こうした死亡事故を分析いたしますと、高齢者の死者数が6割を超えていること、夜間事故が約6割を占めていること、歩行者の被害や交差点事故が増加していることなどの特徴がございます。

県警察では、こうした事故分析を踏まえ、関係機関・団体等と連携した交通安全教育を推進するとともに、交通事故に直結する悪質、危険性の高い違反行為に対する指導取締り、交通安全施設の整備など、総合的な交通安全対策を推進してまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処でございます。

全国各地で台風や集中豪雨等による被害が発生しております。特に昨年は、台風第15号及び第19号が相次いで上陸して甚大な被害を及ぼしたところであり、災害対策の重要性を再認識いたしました。引き続き、初動対応訓練や装備資機材の習熟訓練、自治体や関係機関と連携した災害警備訓練を実施し、対処能力の向上に努めてまいります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催まで半年を切りましたが、引き続き、テロの未然防止に向けた諸対策を推進してまいります。4月には、県内を巡る聖

火リレーが予定されており、ランナー等の安全対策にも万全を期してまいります。

第5は、組織基盤の強化でございます。

県警察では、犯罪や交通事故の発生や県民ニーズに的確に対応するため、組織体制や業務の見直しを推進しているところでございます。本年4月には、阿南、那賀両警察署を統合するほか、阿南市と阿波市における運転免許センターの運用を開始することとしております。また、この後、御説明いたしますが、駐在所の統合による交番の拡充等を内容とする新たな計画についても、御議論のほど、どうぞよろしく願いいたします。

さらに、職員一人一人がその能力を最大限発揮できるよう、業務の合理化・効率化、ワーク・ライフ・バランスにも配意した組織運営に取り組んでまいります。

以上、県警察が取り組む本年の主要施策について、御説明いたしました。

引き続き、委員各位の御理解と御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

山本警務部理事官

私からは、お手元の総務委員会説明資料に基づきまして、令和2年度当初予算案について、御説明申し上げます。

説明資料の4ページを御覧ください。

令和2年度警察本部当初予算額は247億2,191万3,000円で、前年度当初予算額と比較して19億9,785万円、率にして8.8パーセントの増額となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりです。

なお、前年度の6月補正後予算額との比較については、別にお配りしております資料1のとおり19億7,185万円、率にして8.7パーセントの増額となっております。

次に、5ページを御覧ください。

ただいま申し上げました当初予算案について、事項ごとに御説明いたします。

まず、公安委員会費として1,229万7,000円を計上しております。その内訳といたしまして、公安委員3名の報酬598万6,000円、公安委員会の運営及び風俗営業関係等の許可事務に要する経費631万1,000円を計上しております。

次に、警察本部費として181億4,251万6,000円を計上しています。その内訳といたしまして、警察職員の給与171億313万1,000円のほか、警察施設の光熱水費等、維持管理に要する経費など10億3,938万5,000円を計上しています。

次に、警察施設費として35億4,890万6,000円を計上しています。内訳は、交番・駐在所等整備事業費として、駐在所のリフォーム整備に要する経費4,426万6,000円、警察署整備事業費として、新防災センター（徳島中央警察署）施設整備事業のほか、徳島板野警察署庁舎の防災機能の強化などに要する経費34億4,902万8,000円、警察職員宿舎整備事業費として、老朽化した職員宿舎の解体に要する経費5,561万2,000円をそれぞれ計上しています。

次に、運転免許費として、運転免許試験や行政処分及び運転免許証の作成等に要する経費などで7億1,851万2,000円を計上しています。

次に、恩給及び退職年金費として、恩給受給者に対する恩給等に要する経費として1,561万9,000円を計上しています。

続きまして、6ページを御覧ください。

警察活動費として、22億8,406万3,000円を計上しています。内訳は、装備品の整備及び運営に要する警察装備費2億2,654万6,000円、交番・駐在所等の地域活動等に要する一般警察活動費4億5,968万円、犯罪捜査及び犯罪防止活動等に要する刑事警察費2億9,672万7,000円、交通事件・事故捜査及び交通指導取締りに要する交通指導取締費2億1,318万5,000円、交通安全施設整備事業費は、国庫補助対象事業として信号機の高度化等に要する経費2億6,305万4,000円、県単独事業として交通信号機の整備、道路標識、標示の更新等に要する経費4億437万6,000円、その他、交通安全施設の電気代や維持補修に要する経費4億410万1,000円、計10億7,153万1,000円を計上しています。次に、道路交通情報を提供する業務の委託経費として道路交通情報提供費1,139万4,000円、最後に、新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応するための経費として「未知への挑戦」実装費500万円を計上しています。

以上、令和2年度当初予算案について、御説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

北野生活安全部長

私からは、徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例につきまして、御説明いたします。

お手元の説明資料7ページを御覧ください。

本条例案は、古物営業法の一部を改正する法律により、古物営業法の一部が改正されたことに伴い、徳島県警察関係手数料条例において引用しております同法の条項について、所要の整理を行うものであります。条例の別表第1の17の項に引用しております、同法の条項が第7条第4項から第7条第5項に改正されたことから、引用条項の整理を行うものであります。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

岡崎首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、報告させていただきます。交通事故が7件でございます。

お手元の説明資料の8ページを御覧ください。

1件目は、平成31年4月23日、本部組織犯罪対策課員が運転する捜査車両が駐車場から路上へ右折進入した際、右方から直進してきた相手方二輪車両と接触した人身事故でございまして、県の賠償金額を105万8,176円と決定し、和解いたしました。

2件目は、令和元年5月30日、本部公安課員が運転する捜査車両が路上で後退した際、相手方車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を20万5,000円と決定し、和解いたしました。

3件目は、令和元年10月2日、本部捜査第一課員が運転する捜査車両が駐車場で後退した際、相手方車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を4万円と決定し、和解いたしました。

4件目は、令和元年10月7日、徳島中央警察署員が運転するパトカーが駐車場で後退した際、設置されていた消火栓ボックスに接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を8万8,000円と決定し、和解いたしました。

5件目は、令和元年10月15日、美馬警察署員が駐車場において捜査車両から降車する際、風にあおられたドアが相手方車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を2万5,575円と決定し、和解いたしました。

6件目は、令和元年10月15日、三好警察署員が運転する捜査車両が交差点を左折した際、ブロック塀に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を11万2,200円と決定し、和解いたしました。

続きまして、9ページを御覧ください。

7件目は、令和元年11月11日、小松島警察署員が運転する捜査車両が駐車場で後退した際、相手方車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を4万6,328円と決定し、和解いたしました。

専決処分のご報告は以上でございますが、職員による交通事故については、県警察といたしましても重く受け止めています。今後とも、警察職員としての自覚と責任感を持った運転が行えるよう、事故防止に向けた取組を継続してまいります。

根本警察本部長

続きまして、私からお手元の資料2と資料3に基づきまして、徳島県警察・地域警察再編計画（案）と徳島県警察施設長寿命化計画（案）の2件について、御説明いたします。

まず、徳島県警察・地域警察再編計画（案）について、お手元の資料2に基づき、御説明いたします。

県警察は、昨年2月、駐在所の統合による交番化等を内容とする地域警察の再構築に向けた中長期ビジョンを策定・公表いたしました。その後、パブリックコメントによる県民アンケートや幹部職員による地域住民への説明会等を進め、今回、具体的な施策の内容や実施時期等を盛り込んだ徳島県警察・地域警察再編計画（案）を立案したところでございます。資料下段には、計画の概要をお示ししております。

まず、1点目は、変化する治安・地域情勢に柔軟に対応することでございます。

県警察では、これまでも大型交番やテナント型交番の整備等、交番・駐在所機能の充実強化に努めてまいりましたが、その後も他県において、交番勤務員が襲撃される事件が発生するなど、地域警察を取り巻く環境は大きく変化しております。また、県内の地域情勢を見ましても、広域道路の供用や新たな企業の進出等も予定されております。こうした諸情勢を踏まえ、本計画は変化する治安や地域情勢、更には施設の老朽化等に応じて、適宜見直し等が可能となるようなフレキシブルなものとしております。

実施時期といたしましても、今後10年間で3期に分け、段階的に実施することとしており、第1期は、本年4月にも実施いたしまして、第2期、第3期は、情勢の変化等を踏まえ、見直しや優先順位を検討しながら進めてまいります。

2点目は、各種施策との連動でございます。

本計画の実現に向けた取組としまして、県警察がこれまで進めてきた広告事業のほか、新たな財源を更に確保することとしております。また、この後に御説明いたします、警察

施設長寿命化計画と連動させるなど、部門横断的な取組により施策を推進してまいります。

資料の2枚目を御覧ください。

交番や駐在所等、地域警察の具体的な再編計画をお示ししております。

まず、第1期再編パターンにつきましては、複数の駐在所を統合しての交番化等、四つのパターンで再編を進めてまいります。再編対象といたしましては、実施時期ごとに対象施設をそれぞれ記載しております。先ほど御説明したとおり、第2期以降は、情勢の変化等を踏まえ、適宜、見直しや優先順位を検討しながら進めてまいります。

右欄の業務の見直し等につきましては、街頭活動の強化に向け、引き続き各種取組を推進するほか、人事配置等の見直しとして、駐在所の勤務員の複数化による機能強化や女性警察官の積極的活用、また装備の効果的活用等として、再編後の交番・駐在所へのパトカー配備による機動力の充実、更に施設整備の在り方として、既存施設の有効活用やテナント型交番等の拡充などの取組を進めてまいります。その他、ふれ愛・こだま号等の移動型交番を積極的に活用するなど、これまで以上に地域に密着した活動を進めることとしております。

もとより、本施策の推進に際しては、住民の方々の御理解と御協力が必要不可欠でございます。引き続き、丁寧な説明を心掛けてまいりたいと考えております。

続きまして、お手元の資料3でございます。

徳島県警察施設長寿命化計画(案)について、御説明いたします。

この計画は、平成27年に県が策定した徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、警察施設の整備や長寿命化に向けた計画を取りまとめたものでございます。

計画の概要につきましては、警察署、交番・駐在所等の警察施設及び交通安全施設の信号柱を対象といたしまして、まず警察施設は、対症療法型の管理から予防保全型の管理への転換を行い、平均使用年数を40年から65年に、また信号柱は、定期的な点検と併せて修繕を行う予防保全型保守管理により、平均使用年数を40年から50年に、それぞれ長寿命化させ、コスト縮減や費用の平準化を図るものでございます。

なお、本計画については、当委員会で御審議を賜った後、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様方からの御意見を賜ることとしており、今年度末にも公表したいと考えております。

以上、両計画について御説明いたしました。どうぞ御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

私からは、来年度当初予算の資料の中にも記載されておりますが、来年度から会計年度任用職員の制度が導入されることでありまして、この制度について、確認の意味を込めて質問させていただきたいと思っております。

まず、現在の非常勤職員と臨時職員の任用状況、また、それぞれどのような業務を行っているのかお聞かせいただけたらと思っております。

生原警務課長

県警察におけます非常勤職員と臨時職員の各任用状況につきまして、お答えさせていただきます。今年度、5月1日現在でございますけれども、臨時職員は23人、非常勤職員は166人という状況でございます。

次に、各業務内容についてでございますが、臨時職員は、臨時的な業務の繁忙等により常勤職員の業務を補助する職でございます。フルタイムで任用しておりまして、受付や電話受理事等の窓口業務、書類の收受や編みつけ等の一般的な事務補助業務を行っております。非常勤職員につきましては、職務内容が特定の知識・経験を必要とする専門性を有する職でございます。パートタイムで任用しておりまして、例えば、交番相談員は空き交番対策、スクールサポーターは学校等と連携し、少年の非行防止や安全確保に係る活動等の専門的業務を行っております。

岩丸委員

非常勤職員166人、臨時職員23人ということでありまして、これらのポストにこの4月から新たに会計年度任用職員ということになると思われますが、同じくらいの数になるのですか。どの程度を見込まれていますか。

生原警務課長

来年度の会計年度任用職員の任用について御質問を頂きました。

各所属の体制、業務の内容や量等を勘案した結果、現在の臨時職員をフルタイムに、非常勤職員をパートタイムの会計年度任用職員に移行する予定でございます。それぞれ今年度と同程度を任用したいと考えております。

岩丸委員

やはり、それくらいは必要ということで、知事部局は既に募集を行ったというふうに聞いているのですが、県警察はいつから募集を開始されますか。

また、この任用基準をお示しいただきたい。

生原警務課長

募集時期につきましては、来週にも募集を開始できるよう準備を進めているところでございます。

任用の基準につきましては、地方公務員法第16条の欠格条項に該当しないこと、例えば、徳島県において懲戒免職の処分を受けまして、当該処分の日から2年を経過していない者などでございますけれども、そういった欠格条項に該当しないこと、また、職務の遂

行に必要な知識や技能を有することとしてございます。

岩丸委員

分かりました。この会計年度任用職員制度の導入ということの背景の一つには、非常勤職員の皆さんの処遇改善が挙げられておりますが、この新たな会計年度任用職員は、具体的にどのような処遇になるのかお示しいただきたい。

生原警務課長

会計年度任用職員に支給されます手当等でございますけれども、フルタイム会計年度任用職員の場合は、常勤職員と同様の手当が支給されることとなります。具体的には、初任給調整手当、通勤手当、地域手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、特殊勤務手当、期末手当でございます。

一方、パートタイム会計年度任用職員の場合は、従来の報酬に加えまして、新たに期末手当や通勤に要する費用などが支給されることとなります。

岩丸委員

しっかりと処遇が手厚くされるというふうな話でございますが、労働力人口の減少、人口減少や少子高齢化がある中で、非常に雇用環境は厳しくなっているところでございます。いずれにしても、自分自身のライフスタイルに合わせた働き方が広がっているような中、新たな制度をうまく活用していただいて、組織執行体制をより一層強化して、徳島県の皆さんの安全安心のために、今後ともしっかりと活動していただけるように、よろしくお願い申し上げて終わります。

中山委員

先月、阪神・淡路大震災から25年という長い歲月、四半世紀がたちましたけれど、6,400人余りの方が亡くなって、今もなお、大きな傷跡を残したままであります。それによって、我々は災害に対する備えというのを学びました。その中でも、一番大きなことは、ボランティア元年というふうなことも言われておりまして、ボランティアの重要性を学んできたのではないかと思います。私は、11月議会、また一昨年になりますけれども、本会議でボランティアの重要性ということについて、質問をしたところでございます。

今、ボランティア、自警団もいろいろな地域の活動があるのですが、見てみると高齢者の方が多い、そして若い人がいない。本部長のお言葉にもありましたように、阿南警察署に伺って、とみおか交番の取組を調査してきた次第でございまして、その中で、阿南市内の3校の高校生と連携して、地域の治安を守るためのボランティアをやられているというふうな話を伺って、非常に良い試みで、是非とも全県的に広げていくべきではないかと思いました。

やはり、若い人たちが地域の実情をきちんと理解して、地域の治安を守るんだと。例えば、阿南市の将来を我々が守っていくんだという強い決意を持たれるとともに、地域愛が生まれてくるのではないかと思いますので、とみおか交番だけでなく、これから徳島県全体に、若い人たちとより密着した地域の関係を築くため、高齢者の人たちだけでなく若い

人たちも一緒になって活動ができるような取組を広げていただきたいと要望したいと思います。

本題に入りますけれども、予算の警察施設費の中で、警察職員宿舎整備事業費5,500万円余りが計上されておりますが、具体的にどういうふうな内容になりますか。

高橋会計課長

来年度当初予算案におきましては、警察職員宿舎整備事業費としまして5,561万2,000円を計上しております。

この事業の内容につきましては、老朽化により用途廃止をした、また今後、用途廃止をしようとする宿舎の解体の設計。それと、解体に当たりましては、事前に周辺の家屋等々に対する調査を行う必要がありますので、その調査経費を掲げております。

中山委員

解体の調査設計費用というふうなことで、具体的に解体を予定している所は決まっているのでしょうか。

高橋会計課長

予算でありますので場所は決まっています、いずれも老朽化が著しい施設を挙げます。具体的に言いますと、徳島市内の3棟48戸、那賀町内の1棟4戸、小松島市内の新港でありますけれど2棟28戸、美馬市内にも警察署の裏に古い宿舎がありますけれど1棟16戸、計7棟96戸を二、三年かけて解体していこうと予算を計上させていただいております。

中山委員

御答弁にあったように、小松島の宿舎というのは非常に古いです。RC造ですけれども爆裂をかなりしていて、囲いをして中には入れなくしているのですが、ひょっと子供が入って、壁とか軒裏が落ちてきてけがをするおそれもあるし、小松島市ミリカホールのすぐ裏にあるのですけれど、港町の景観をすごく阻害しているというか余りきれいでない、本当に老朽化しているんです。美観を損ねるし、また小松島市の夏のイベントとして港まつりがあるのですが、駐車場の確保ができにくくなっていて、市役所や教育委員会の駐車場、小学校や中学校の遠い所の駐車場を使用しているので、近年、人出が少なくなってきました。一等地にその宿舎があるので早く解体してほしい、危険というのが大前提にあるのですけれど、地震がきたら壊れるのではないかという不安もあり、解体して積極的に活用していただきたいという地域住民の声もかなりあります。

早期に解体していただきたいのですけれども、5,500万円というのは取りあえずの設計費用なので、まだ何年か掛かるとは思うのですけれども、できるだけ早い機会に解体していただきたいと思います。そこで、解体した後の計画が分かれば教えていただきたいと思います、どれくらいをめどに解体するのか分かれば教えていただきたいと思います。

高橋会計課長

小松島の新港の宿舎は、従来中山委員を含め、小松島市のほうからも早く何とかしていただきたいという御要望を受けていたところでもあります。

状況を説明しますと、小松島市の宿舎は平成27年に用途廃止をしまして、それ以降、利活用計画がなかったので解体を条件にして売却の公募を掛けていたと。複数の購入したいという希望者もおいでしましたが、結論的には売却に至らずそのままにしていたところ、そういう声も踏まえ、何とかしなければならないということと、統廃合計画も進んで古いものをどんどん壊していこうという発想もありましたので、今回、先ほど申しました7棟の宿舎を壊すようにしたということでもあります。

予定は、来年度解体の設計と周辺調査の予算がありましたけれど、解体経費は再来年度以降になり現在の計画では、予算のこともありますけれど再来年度には解体したいと思っています。

解体後の利活用は、当然土地が残りますので、それについて答弁させていただきたいと思います。市町村等からの借受けの土地も多々ありまして、これについては民地も含めまして返却ということになります。県有地の場合は、まず警察部内で利活用の計画がないかを諮りまして、なければ知事部局や教育委員会に県の利用計画を諮ると。なければ、市や国のほうに利用計画を諮って、最終的に公的な利用がなければ売却という手続を取ります。

具体的に言いますと、解体を予定している徳島市と美馬市は県有地でありますので、解体後は警察職員の駐車場として活用したいと考えております。小松島市の土地は、更地になりますので、売却であるとか場合によってはそういう利活用の方法というのを、広く皆さんの御要望を踏まえて検討したいと考えております。那賀町は町有地でありますので、町に返却する考えでおります。

中山委員

何度も言いますが、小松島市に限って言えば、小松島は昔から港町なので、小松島の顔である港周辺にある古い建物なのです。だから、小松島の発展というのは港を中心に今後考えていかないと、人が寄る場所を作っていかなくてはならないというふうに思っております。その中で、景観を阻害する建物がいつまでもあつたりすると、やはり危険なのでできるだけ早い機会に解体して、その利活用、どういうふうに活用するかを早期に決めて計画していただきたいと、強く要望したいと思います。

もう1点、地域警察再編計画とありますけれど、これから第1期、第2期、第3期と掛けて再編していくというふうな説明を頂きましたが、最終的に交番・駐在所の施設数は、現状と比べて再編後でどのようになるのでしょうか。

船本企画課長

交番・駐在所の施設数の現況と計画後の施設数ということでございます。

現在県下には、交番25施設、駐在所99施設を設置してございます。現計画のとおり統合等を実施した場合でございますけれど、交番は39施設となり約1.5倍になるところでございます。駐在所は50施設ということで約半数になる見込みでございます。

ただし、第2期以降の実施に当たりましては、変化する治安や地域情勢、更には施設の

老朽化等に応じまして、適宜見直しが可能となるようなフレキシブルな計画としておりますので、施設数の変動もあり得るものでございます。

中山委員

この資料によりますと、私の地元の小松島市におきましては、赤石町と和田島町の二つの駐在所が、赤石町の駐在所は昨年新築された駐在所だと思うのですが、そこに移るようになっております。この再編で私が認識しているのが、交番化していくということを伺って、24時間体制で治安維持に努めると。駐在所というのは、午前8時から午後5時までしか駐在所員がいないので夜間は不在になるから、交番化を進めているというふうなことだったと思うのですが、駐在所にしてしまうというのはメリットが何かあるのでしょうか。

船本企画課長

冒頭、本部長からも報告を差し上げましたけれど、再編パターンということで、複数の駐在所を統合して交番化する、あるいは分庁舎である所に駐在所を統合して交番化する。また、駐在所同士を統合いたしまして駐在所として機能していくということがございます。その中で、駐在所同士の統合で機能はどうなるのかという趣旨の質問であると思えます。

駐在所同士の統合ですけれど、近接しております単独勤務の駐在所を統合いたしまして、勤務員を複数化するなどして機能の強化を図っていくということでございます。勤務員の複数化によりまして、事件・事故への複数での対応が可能となりまして、早期の現場臨場や検挙のほか、巡回連絡をはじめ、地域警察活動の強化にもつながるものと考えております。なお、統合した駐在所にはパトカーを配備することといたしております。効果的なパトロールの実施と更なる機動性の向上が図られるところでございます。

これは、第1期計画のことで、県南は今後、高規格道路やインターができたりということで、恐らく地勢も変わってくるというふうに考えておりますし、小松島市で言いますと、大林の交差点にハローズなどの大規模施設の出店もございますので、冒頭も御説明しましたけれどフレキシブルなものにしておりますので、今後、交番の設置についても検討を進めていくところでございます。

中山委員

昨年から数回にわたって、和田島町の住民の方たちやほかの住民の方もそうだと思うのですが、分かりやすい親切丁寧な説明をしていただいていると聞いております。自分の地域に今まであった駐在所がなくなることは不安に感じるのだけれども、説明を聞いてそういうことかと納得されている住民の方がほとんどだと思いますし、そのように私は聞いております。

ただ、赤石町の駐在所は、警察官が昼間は多くなるかもしれませんが、夜間はいない所になると思うので、その辺の不安を払拭するためにも、警ら等の街頭活動をしっかりして極力、住民の方の不安がないように、これからも一生懸命、地域の治安維持に尽力していただきますよう、強くお願いをして終わります。

岩佐委員

私からも数点、質問させていただけたらと思います。

今の中山委員の質問と若干重複するところがあるのですが、私もこの総務委員会の中で、地域警察再編計画について質問してきたところでありまして、先ほど説明を頂きましたが、今後の第1期、第2期、第3期と続く再編計画について、質問させていただきたいと思います。

先ほど中山委員からも話があったのですが、さきの県南の総務委員会の視察で、阿南警察署とみおか交番の機能を強化した、またいろんな防犯ボランティアとの連携といった説明を頂きまして、とみおか交番で言えば、3か所あった駐在所を統合して交番化したということで、そのメリットについても認識したところでもあります。

改めてになるのですが、今回、再編の4パターンがあるわけですが、この再編をすることによって、パトロールの時間が増えたりという説明も頂きましたが、メリットの部分と、逆に、今まで身近にいた警察官がいなくなるというような不安もあるかと思えますし、いろんな地域行事に身近な警察官ということで参加していたと思います。ここらが、再編計画等によって交番化又は機能強化する駐在所というような、いろんなパターンがあるかと思いますが、改めてメリットであったり、逆に地域行事への参加が減るとというようなデメリットの部分がないのかどうかについて、お聞かせいただけたらと思います。

船本企画課長

委員から、とみおか交番を例に挙げていただきまして、統合のメリット・デメリットの御質問ということで認識をしております。

とみおか交番は、一昨年12月1日に運用を開始したところでございます。1年と少したったところでございますけれど、繰り返しになりますけれど、これまで昼間における勤務が基本であった三つの駐在所を統合いたしまして、細かく言いますと、警察署の中に署所在地という係がございますけれど、これも日勤勤務でございます。この駐在所と署所在地勤務を統合いたしまして、玉塚の交差点にとみおか交番を新設いたしました。

今、多くの勤務員が勤務しておりまして、24時間体制で事案への対応でありますとか、地域の皆さんに寄り添って相談を受けたり、地域の行事へも参加させていただいているという状況でございます。細かい数字は手元にはございませんけれども、この1年の統計で言いますと、パトロールなどの警察官が外に出て活動する所外時間でありまして、あるいは地域行事への参加、これは学校行事に参加したり自治会の行事に参加したり、また防犯ボランティアの話もございましたけれど、防犯ボランティアの方と一緒に防犯活動する時間でございますけれど、約3倍に増えていると記憶しております。

効果としては、非常にメリットが高いということでございます。一方、デメリットは、駐在所がなくなった近場の方から寂しいという話は聞きますけれども、24時間体制の交番になったことで、相談する時間も増えますし、行事への参加も増えたのではないかとということで御理解いただいている状況でございます。

岩佐委員

3倍と、いろんな数値もあろうかと思えますけれども、強化されたことで治安維持へのいろんな活動が増えているということは、地域としては大変有り難いことだと思います。

その中で、説明にもあったのですけれど、住民としては今まで近くにいた警察官の姿が見られないということもあって、先ほど本部長からの報告にもあったのですが、再編計画に向けて説明会をされたということでありました。先ほど中山委員からも、和田島町のほうで説明会をしたら、住民の方の不安も解消されたということもあったかと思えます。

これまで行ってきた説明会の状況であったり、それを受けてどのような反応があったのかをお聞かせいただけたらと思います。

船本企画課長

統合施設がございます地域住民の方々への説明状況でありますとか、その御意見・御要望という御質問と認識しております。

これも当然の話でございますけれど、治安の維持・向上は、警察の活動だけでなし得るものではないと考えております。地域住民の方々の御理解と御協力が必要不可欠でございます。計画の推進に際しましては、住民の方々へ丁寧に御説明を差し上げて、御理解を賜ることが極めて重要であると認識しております。

交番・駐在所の再編計画についての説明でございますけど、これまで約300回、約1,000人の方に実施しております。これらの説明に対しまして、住民の方々からは、統合後も地域の行事等に参加してほしい、早く交番にしてパトロール等を充実させてほしい、駐在所員がいなくなるのは寂しいけれど24時間体制の交番のほうが安心ですといった、多くの御要望や御意見が寄せられたところでございます。

計画の推進に際しましては、地域住民の方々に不安が生じることがないように、引き続き丁寧な説明を差し上げることで進めたいと思っております。

岩佐委員

きちんと丁寧な説明をした上であれば、交番化により体制強化されるということで、住民の声として、早くやってとか、統合することでより安心であるというような御意見もあります。その反面、不安という声もあろうかと思えますので、更なる丁寧な説明をしていただけたらと思います。

もう1点、いろんなパターンをお示しいただいたのですが、統合して交番化であったり、先ほどの赤石町の話であれば、機能強化した駐在所という形になるわけですが、逆に、今まであった駐在所が無人になるのですが、使用しなくなった施設の活用については、どのようにお考えなのでしょうか。

船本企画課長

統合される駐在所等の施設につきましては、施設の現況や地域情勢等を踏まえまして、警察官による立ち寄りでありますとか、地域の安全を守る会等の防犯活動の拠点などとして活用する方針といたしております。

今後、地域住民の方々からの御意見や御要望も踏まえまして、各統合施設の有効活用に

つきまして検討してまいりたいと考えております。

岩佐委員

今の説明では、警察官が立ち寄ったり、防犯ボランティア団体と色々な連携をすることであったと思いますが、これは使わなくなった全ての施設で行うのでしょうか。

船本企画課長

大きな方針といたしまして、統合する駐在所施設については、先ほど答弁させていただいたとおり、有効に活用していこうというのが基本の方針でございます。

ただし、用途がなければ先ほどの宿舎の問題と同じで、売却等の手続に入っていく流れになると思いますけれど、計画としては、全ての統合される駐在所について、有効活用を考えていこうではないかということでございます。

岩佐委員

分かりました。これも先ほど、治安情勢や周りの環境等によってフレキシブルにというような話がありましたので、適宜対応していただけたらと思います。

もう一つ、今まで駐在所には警察官がいたわけですが、それがいなくなって、ただ緊急の事案などでそこへ駆け込む場合があるかと思いますが、そういった開けてはいるけれど、24時間開けているのか。また、そこへ相談や緊急の用で行ったときに、警察への連絡体制は取れているのかどうか、最後にお聞かせいただけたらと思います。

船本企画課長

統合される駐在所施設でございますけれど、これも大きな方針として決めておりますが、一つは赤い門灯を付けたままで置いておくこと。そして、事務所部分については、立ち寄りができるように、夜であれば電気もつきますし、委員からも御指摘がございました駆け込んできたときには、警察電話を事務所に置きまして、その受話器を上げていただくと警察署のほうにつながり話ができるということを考えております。

繰り返しになりますけれど、一つの大きな方針として、統合される駐在所は、こういったことで運用していこうと考えております。

岩佐委員

警察電話の設置もあるというようなことですが、先ほどと逆にはなるのですけれど、幾ら無人であったとしても電気を使用するとか、管理上の問題も出てくるかと思えます。そこらも時期を見たり、周りの治安情勢等を考えて、今後、売却等も含めて御検討されるということでありますので、適宜見直していただけたらと思います。

いずれにせよ、一番は地域の治安維持や更なる向上が本来の姿であろうかと思えますので、しっかりと防犯ボランティア等、いろいろな方と連携しながら、治安維持に努めていただけたらと思います。

達田委員

先ほどお尋ねされました会計年度任用職員の件ですけれども、これから募集されるということですが、フルタイム、パートタイム、それぞれ何名を採用する予定なのでしょうか。そして、その人数がきちんと決まりましたというのは、いつ分かるのでしょうか。

生原警務課長

先ほど岩丸委員の御質問に答弁させていただきましたけれども、今年度の臨時職員、非常勤職員と同程度数を任用したいと考えてございます。

達田委員

そうしますと、臨時職員で23名、非常勤職員で166名ということですので、人数はこれとほとんど同じということですのでよろしいですね。

先ほども待遇がどうなるのですかというようなお話がございましたけれども、以前の議会でもお尋ねしますと、フルタイムは更新をされていて3年まで、パートタイムは更新をされていて5年までというようなお話を伺っているのですけれど、これは同じですか。

生原警務課長

御質問のあったとおりでございます。フルタイム会計年度任用職員の場合は原則3年、パートタイム会計年度任用職員の場合は5年の継続運用を考えてございます。

達田委員

更新されていて、3年が終わったときにはもう駄目と、別の部署でも働けない状態になるのでしょうか。それとも、別の部署であれば働けるのでしょうか。

生原警務課長

飽くまで原則の話でございます。職の状況や求められる人材などによりまして、その都度考えていきたいと思っております。

達田委員

給料の件ですけれども、今回、予算の参考資料の中に、制度改正影響額ということで増えるという図が書かれています。9,600万円増えるということですが、このうち公安委員会関係は幾ら増えるのでしょうか。

高橋会計課長

警務課長が答弁しました同程度で採用した場合になりますけれども、会計年度任用職員を任用した場合の増加分は、公安委員会委関係で約2,200万円の増額となります。ただし、これは令和元年度現在の見込額で、来年度当初予算額は任用等の変動もあり、推定でありますので変化することもあります。現在は2,200万円の増額を見込んでいる状況であります。

達田委員

そうしますと、フルタイムとパートタイム、それぞれ1か月分の給料はどのくらいになるのでしょうか。

そして、期末手当、退職する場合は退職手当と新たに書かれています。パートタイムは、期末手当があるのですけれど、退職手当は支給不可というふうに書かれています。フルタイムのほうでお伺いしたいのですけれど、実際に増える分は、毎月どれくらいになるのか、期末手当も含めてどれくらいになるのでしょうか。

高橋会計課長

一人当たりの月額がどれくらいの増額になるのかですけれども、大枠で言いますと、現行の臨時・非常勤職員から会計年度任用職員へ移行した場合、本俸に当たる給料や報酬額は常勤職員と同一の給料表が適用され、その他各種手当が支給されますので、現行を上回る水準となります。

そこで、年収の多寡は職種によって異なりますけれども、例えば、現在の一般事務補助に当たっている臨時職員をフルタイム職員として任用した場合、新たに期末手当等の支給によって、年額は一人当たり25万円程度の増額を見込んでおります。また、フルタイム職員は退職手当も支給されることとなっております。粗い計算でありますけれども、3年間在職しますと、おおむね40万円程度が支払われるものであります。

月額にしますと個々の職員によって変わりますので、年額ということで答弁させていただきました。

達田委員

前回、知事部局のほうでも質問させていただいて、実は懸念事項で、こういう制度になるけれども結局、給料が同じような状況になるのではないかという心配があるということでお尋ねしました。

総務省自治行政局公務員部公務員課長通知が出されていて、「勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わない」と一つ言われています。それから、「単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない」と、いろいろ6点くらい述べられて通知されているのです。

今回、こういう心配されておりましたことにつきましては、「本県の政策提言や知事会要望で必要財源の地財措置が実現した」ということが書かれているのです。ですから、今まで心配していたお金の心配はなく、条件を向上するというところで捉えてよろしいのでしょうか。

高橋会計課長

先ほども答弁いたしましたけれども、処遇面においては、常勤職員に応じた期末手当を支給、またフルタイムについては退職手当も支給されますので、所要の改善を図っておりますし、人員的にも、先ほど言いましたようにフルタイム、パートタイムは同水準程度を

採用するため、御懸念のことはないものと認識しております。

達田委員

制度がこれから始まりますので、また注視していきたいと思っております。

次に、警察施設費についてお尋ねをいたします。

警察署整備事業費の中で、新防災センター、徳島中央警察署ですが、その建設費が入っていると思うのですが、今年度の6月補正後の予算額は14億7,000万円余りで、令和2年度の予算としては34億4,900万円余りが出ているのですが、このうち新防災センターに関する建設費は幾らになるのでしょうか。

高橋会計課長

徳島中央警察署の整備に係りましては、来年度、29億8,400万円ほどの予算を計上させていただいているところであります。29億8,400万円がPFI事業ですが、そのうち28億9,078万1,000円が施設整備の費用でありまして、令和元年度分と合わせて、警察署整備費全体の70パーセントを支払うということになります。残り30パーセントは15年かけて支払うこととなりますので、施設整備費は補正予算も含めまして約60億2,000万円となっておりますけれど、このうちの70パーセントを支払うという制度設計になっております。

達田委員

そうしますと、これから15年支払が続いていくわけですね。それを全部足して建設費、そして維持管理というのがあると思うのですが、総額幾らになる予定でしょうか。

高橋会計課長

途中、税の変更等がありまして、また昨年、杭の増額もありまして、現在の契約額で言いますと78億4,600万円になっていまして、そのうち施設整備費が先ほど申し上げた約60億2,000万円、残りの維持管理費は約18億2,000万円、これを15年かけてお支払いする形になります。

達田委員

当初計画されておりました建設費は、四電工グループが落札しました時には、最初は75億円余りでしたけれど、途中で杭が足りない、隣の裁判所と比べて地盤が軟弱で杭がいっぱい要るということで、補正予算を組んで2億8,000万円の増額をして78億円余りになっていると思うのですが、後々15年間ずっと、その範囲内で収まっていくのか。見通しは、いろいろ経済状態もあるので難しいとは思いますが、やはり、それより高くなるということはないのかどうか、その点だけお伺いしておきたいと思っております。

高橋会計課長

御指摘のように、当初約75億3,000万円の契約、これに杭の増額、更に消費税が10パー

セントに上がりましたので、当初の契約から約3億円増額しているところであります。

PFI事業は、15年にわたって実施するということでもありますけれど、設計・建築・維持管理と分かれており、それを15年かけてお支払いすると。当然、15年間は一定のインセンティブも含めた上の契約という観点でありますけれども、それ以上に物価変動等がある可能性もあります。そこで、一定の基準を超えた物価変動等がある場合には増減する、当然下がる場合もありますが、そういう場合も含めた契約にしております。

達田委員

杭が足りない時もそうでしたけれど、私たちにはそれを確認するすべもございません。ですから、目に見えないような形で、県民によく分からないという形で増額をしていくことはふさわしくないと思いますので、今後、県民が分かるような形で建設を進めていただきたいと思います。また、維持管理につきましても、予定どおりの金額で収まるようお願いしておきたいと思います。

それから3点目ですけれども、12月24日付の新聞報道で、パワハラなどで県警警部ら処分というのが載りました。これは、毎日の職場環境に関わる問題ですので、ここで取り上げさせていただきたいのですけれども、パワハラやセクハラを部下の女性に行ったということで、50代男性警部と40代男性警部補をそれぞれ所属長注意処分ということです。

これまでも、セクハラやパワハラ等、いろいろな問題が起きるたびに質問させていただいて、とにかく職場環境を良くしてくださいとお願いをしてきたのですけれども、1年のうちに2回も質問しないといけないのは本当に残念なことですけれども、この状況をどのように改善してきたのか、お尋ねしておきたいと思います。

船本企画課長

ハラスメントの発生に係る職員の教育ということと思います。

職員に対しましては、あらゆる機会を捉えまして、繰り返しハラスメント防止のための教養を実施しているところでございます。具体的には、部外講師によりますハラスメント防止に関する研修会、アンガーマネジメント講習会を実施いたしましたほか、幹部職員に対しまして、個別にハラスメント防止の教養資料を配付したところでございます。また、アンガーマネジメントにつきましても、全職員向けの啓発資料を作成、配付するとともに、部内ネットワークの掲示板にも掲載しているところでございます。さらに、今回の事案を受けまして、各警察署に対しまして、首席監察官によるハラスメント防止に係る巡回教養を実施するとともに、各警察署において、署員に対する指導・教養を徹底するよう改めて指示したところでございます。

達田委員

いろいろと研修等を行っているということですが、なぜなくなるのかと不思議でならないのです。

新聞報道によりますと、同じ警察署で勤務する上司と部下ということですが、ですから、上司がそういうことをするのだら部下も同じことをするということになるわけですから、ここで働いていた人は本当に働きにくかったのではないかと、今も大丈夫なのかと思う

わけです。

こういうふうなパワハラやセクハラ等があった場合に、訴える部署があるようなことを以前おっしゃっていたのですけれども、どういうふうな内容で、相談がどれくらいあったのかお尋ねいたします。

船本企画課長

まずは、ハラスメントに係る職員からの申出を吸い上げる制度がどのようなものがあるのか御説明させていただきます。

一つは、相談員制度ということで、本部と警察署の各所属に、ハラスメント相談員というのを毎年指定しております。今、98名の職員をハラスメント相談員として指定しており、その人物の名前や卓上の電話を公表し、職員に通知しているところであります。そのハラスメント相談員の中で、更に3名のハラスメントホットライン担当者を指定しており、これは何かと申しますと、公用の携帯電話を持たせまして、24時間その3名の者にはいつでも相談できますということをやっています。電話でなくてもEメールもございまして、もちろんメールでもできるということをやっております。

それ以外に、つぶやき提案制度を監察課と協力してやっております。職員のパソコン端末から匿名でいろんなことをつぶやける、いろんなことを提案できるという制度でございまして。それから、匿名通報ダイヤルやサポートメモということで、全て監察課の所管でございまして。そういった制度・システムが構築されております。

そんな中で、相談件数についてでございますけど、過去5年以内、平成27年以降でございますけれども、ハラスメントに関する相談件数は28件でございます。内訳につきましては28件の相談のうち、パワハラに関するものが17件、セクハラに関するものが4件、パワハラとセクハラ両方に関するものが3件、相談を受けて調査しましたけれどもハラスメントでなかったというものが4件という状況でございます。

達田委員

報道によりますと、4月から10月までずっと半年間くらい継続的にハラスメントがあったと言われているのですけれども、普通、そういう教育を一生懸命やっているというのであれば、その職場ではそういうことを発言したりして傷付いた人がいれば、それは駄目でしょうと周りの人が指摘するはずなのです。学校ではなく大人ですから、やはり勇気を持って言えるという方が多いのではないかと思いますのですけれども、そういう人が一人もいなかったというのが不思議でならないのです。そういう人はいなかったのですか。

岡崎首席監察官

今回の事案が明らかとなりまして、関係者に対する聴き取りなど、必要な調査を行ったところであります。調査におきましては、ハラスメント行為として指摘等した者は確認できませんでした。

達田委員

暴言を吐いたりとか、いろいろあると思うのですけれども、上司と部下がそういうパワ

ハラやセクハラ発言をしているということですが、この2人に関しては、教育は受けていなかったのでしょうか。

岡崎首席監察官

今回措置を受けた両名の職場においては、先ほど船本企画課長が答弁したとおり、上司が様々な機会を通じて教養を実施しているところがございます。両名についても、そういった教養は受けているところがございます。

ただ今回、感情の高ぶり等によって不適切な発言等をしたものであり、深く反省しているところがございます。

達田委員

以前にも指摘させていただきましたけれども、やはり、こういう言葉を言っただけという教養では駄目です。本当に人権感覚というのを研ぎ澄ましていかないと、言葉尻を捉えて駄目だとかいうことでは駄目です。怒らないようにしましょうとか、こういうふうな対策をしたら怒らなくなるでしょうか、対症療法なのです。県民の安全を守るという下で皆さんは仕事をされているわけですから、自覚を持っていただいて、本当に働きやすい職場になるように、お互いに信頼し合って仕事ができるような職場にしていきたいと思えます。

警察は、職場内だけでなく、以前にもありました新聞記者の方にひどいことを言ったりということで、外部から相談に来る方もいらっしゃるかと思います。交通事故であったり盗まれた等、いろんな相談に来る方がいらっしゃるかと思いますし、また業者も出入りがあると思います。そういう外部の方と内部の職員、そういう方たちがパワハラやセクハラ発言を受けた場合に、それぞれ相談できるという部署があるのでしょうか。一般県民の方が相談できる場所がありますか。

山本警務部理事官

警察に対する部外からの相談窓口ということでございますが、#9110若しくは警察相談ということで、警察官の言動、行動に対する意見・要望、若しくは苦情等を受け付ける窓口でございます。真摯に対応しているところであります。

達田委員

これまで、上司に相談できるというようなことを何回も言われましたけれども、上司がこういう状況では相談のしようがないわけです。ですから、上に立つ人、決定権を持つ人に対して、いろんな啓発や教育をしていたのか問われると思うのですけれども、今後、どのように再発防止に取り組んでいくのか、お尋ねしておきたいと思えます。

船本企画課長

これまでも繰り返し教養を行っているところがございますけれども、今回の事案を受けて、各警察署に対する巡回教養を個別に実施いたしました。また、全職員を対象とした教養資料を新たに発出いたしました。そういったことで、委員御指摘のとおり、具体的

な内容も記載いたしまして、再発防止に向けた取組を推進しているところでございます。

今後とも、これまでの取組を一層推し進めることに加えまして、あらゆる機会を捉えて、幹部をはじめとした全職員に対する指導・教養を繰り返し徹底することで、再発防止に努めてまいり所存でございます。

達田委員

こういうパワハラやセクハラ等どうするのですかという質問を、もうしなくていいような状況にさせていただきたいとお願いして終わります。

岡田委員長

午食のため休憩いたします。(11時56分)

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時02分)

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

達田委員が取り上げられたハラスメントで、少しだけ伺います。

この前のNHKの番組で、教育現場や銀行の現場なども含めて、相次ぐハラスメントの背景に職場のストレスがあるということが言われていました。私も身近にそういう相談を受けたことがあります。正規労働者が寄ってたかって非正規労働者をいじめるとか、警察はそんなことはないでしょうけれど、いずれにしても何らかの職場の職務上、あるいは体制上の問題も含めてストレスがあるのだらうと思います。

そういうストレスをどう解消していくか、仕事の内容からストレスが出てくるのであれば、単に心掛けの問題では済まない。これをどういうふうに対応していくか、簡単に教えてほしいと思います。

生原警務課長

職場のストレスの御質問を頂きましたけれども、職員のストレスというのは、どの職場にも多かれ少なかれあると思います。

県警察では、平成28年9月から、部内のネットワークシステムの端末で自己のストレスがチェックできるようなシステムを導入しております。これによりまして、職員に自身のストレス状況を気付かせ、そしてセルフケアさせるなど、ストレス要因の軽減に取り組んでいるところでございます。このチェックシステム内には、ストレスの対処要領なども掲示しておりまして、職員自身が個々のストレス又は悩みに応じた解決方法なども身に付けられるようになってございます。

こうした取組を広く職員に周知するなど、引き続きストレスの少ない職場環境づくりに努めてまいりたいと考えてございます。

扶川委員

業務量の問題とか、仕事上で大変つらい目に遭っているというふうな話が相談の中で出てきたら、それに対して具体的な手を打つことが必要だと思うのです。警察業務の内容について、詳細を私が議論することはできませんので、そういう立場でしっかり話を聞いて、職場環境や仕事の過重も含めて対応していただきたい。

もう1点、公益通報制度というのがありますが、不正みたいなことがあった場合、公益通報した者はきちんと守られて、それによって不利益を被らないというのが法律になっていますけれども、例えば、このセクハラやパワハラの問題についても、外部の人に相談した場合、それを叱られないという仕組みが要ると思うのです。

私は無料生活相談所をやっておりますから、警察の方もいつでもおいでいただきたいのですけれど、ただ守秘義務がありませんので道理的には難しいのですけれど、そういうことを確認しておきたいのです。誰に相談しても、警察の内部の業務に関わることではないから大丈夫だと、弁護士はもちろんですがマスコミも大丈夫、議員も大丈夫ということを確認しておきたいのですが、どうですか。

岡崎首席監察官

通報制度についての御質問でございますが、本県警察におきましても、公益通報者保護法に基づきまして、外部からの通報におきましては、徳島県公安委員会・徳島県警察外部通報対応要領、また内部からの通報におきましては、徳島県警察内部通報対応要領を定めまして、外部及び内部からの通報に適切に対応することとしております。一般的に、通報したことをもって、不利益な処分を受けることはございません。

扶川委員

それはだから、公益通報の窓口だけではなくてということですね。誰に対してであれ、職務上の秘密に関わることでなければ、自分に対するハラスメントに関して外部に相談しても大丈夫ということですね、分かりました。そういうことでお願いいたします。

次に、交通信号機のことでお尋ねしたいと思います。

11月議会では、地域住民から信号機の設置要望があったけれども実現しなかった場所で死亡事故があったと、達田委員も取り上げられました。そこで、令和2年度当初予算において、交通信号機の新設等の予算がどの程度計上されているのか、何基分くらいに相当するのか、1基当たりになるとどの程度の予算が掛かるものなのか、種別、そのあたりを教えてください。

高橋会計課長

冒頭説明しました交通安全施設の予算は10億7,000万円余りありますけれども、そのうち安全施設整備費の予算は7億81万3,000円を計上させていただいております。このうち、御質問のありました信号機関係は、7億81万3,000円のうち約5億円を計上させていただいております。

信号機の新設につきましては約5,000万円でありますけれども、5か所程度の整備を予定しております。1基当たりどれくらい掛かるのかということですが、設置する場所や規模に応じて異なりまして、例えば、複数の車線がある国道の大きな交差点で、概算で約

1,000万円、単路の県道等の交差点で約800万円、押しボタン等の簡易な信号でおおむね400万円程度ということになります。

扶川委員

私も、新設の要望で具体的な箇所を聞いているのですが、新設すると維持管理費が掛かるので、維持管理費のことを考えただけでもなかなか新設には踏み切れない場合もあると聞いているのです。ただ、予算が不足して必要な所に設置ができなくて、それが人命の損失につながるなんてことは許されないことなので、必要な所には絶対付けなければいけない。それで、不必要な所は廃止していった管理費を減らすとか、そういう対応も取られるのだろうと思うのですが、そのような形で進めていただきたいのです。

経費節減で言うと、もう1点、交通信号機の工事の価格を下げるのも方法なのではないかと。そのためには競争入札ですが、上板町内の男性が、信号機関連の一般競争入札において一者応札が相次いで、県に損害を与えているということで住民監査請求を提起しました。

事実関係を教えてほしいのですが、平成26年度以降の交通信号機の一般競争入札において、一者応札となった件数はどれくらいあるのか、全体に占める比率がどうなっているのか。それと、平均落札額というのも男性のほうは計算しておりますが、県警察のほうも分かっていたら教えてください。

高橋会計課長

まず、維持経費が掛かるからといって信号機を付けないということはありません。ですから、当然必要な所には交通信号機を付ける。ですから、予算がないからといって付けないというわけではない。ただ、無尽蔵に増やしていくわけにはいかない。これは施設も同様です。今回、警察本部長が冒頭説明しましたが、徳島県警察施設長寿命化計画は施設のみならず、交通信号機の信号柱であるとか、そういう総数を抑制しながら必要な部分には付けていくという発想でありますので、その部分はまず御理解いただきたいと思えます。

交通信号機の入札でありますけれど、当然、競争原理を活用して入札を図っているところでもあります。入札は、工事の金額が1,000万円以上の場合には一般競争入札で、1,000万円未満の場合には指名競争入札という形で、いずれにしても競争入札で実施しているということ、方式についても、県土整備部のほうで入札制度を作っておりますけれど、それに準じてやっているところでもあります。

それと、過去5年間の一者応札の件数ですが、文書は5年保存なので、平成26年度以降に実施した件数で答えさせていただきますけれども、交通信号機の工事契約で、一般競争入札で実施したものが111件ありました。そのうち、一者応札が23件で約20パーセントという状況であります。落札額の額面的な平均は手元に資料がありませんけれども、おおむねの落札率で言いますと、低いもので87パーセント、高いもので95パーセント前後で推移しているという状況であります。

扶川委員

最低制限価格を決める方式は、全く県土整備部と同じですか。そうすると、今やっているのはランダム方式と言うのですか、そういう形でやるので、そもそも一番低いところでも八十何パーセントくらいになるのですよね。そうと思いますが、競争性を高める問題では、今の入札制度そのものに私は疑問があるので、また県土整備部のほうで機会があれば議論しますが、最低制限価格を取っても絶対もうかる仕組みというのはおかしい、やはりそこに競争性が阻害されている全体の問題があると思います。

それはそれとして、この信号機の業者というのは全国的にも少ない、制御するノウハウを持っているところは非常に少ないと思うのです。だから、少ないところではどうしても談合が起こりやすいのです。

この前、石井の幼稚園で入札談合があり、検挙されました。それはどんどんやってほしいのですけれど、全国的な問題ですから、例えば、全国で一体どういう業者が落札しているのか、一度きちんと調べてほしい。それで、そこに話合いがあれば、おかしな分担がされているかも分からない。そういう目で、やはり警察は捜査機関ですから、警察の仕事こそ絶対に談合なんか許さないということでやってほしい。そういう点検をやってほしいと思いますけれど、いかがですか。

高橋会計課長

御指摘のとおり、信号機メーカーはおおむね6社あると承知しております。その業者がどのように全国的に落札しているのかということでもありますけれども、当然、都道府県によって入札方法や契約方法は異なりますので、一概にどの工事がどうだということとは言えない。

現在、県警察も一つの工事に関して、機器の発注と工事を分離して発注するようなことに努めております。これによりまして、以前は先ほど言った6社のメーカーが全て請け負ったものを、工事部分は県内事業者が落とせるような制度設計に変えておりますので、こういうことをもってしても全て一くりに調査することは困難でありますし、その回答が適切なものであるかは困難であると。いずれにしても、いろんな方法を踏まえて競争性を高めているという状況であります。

扶川委員

御承知のように、入札談合というのはなかなか発覚しないものですから、この信号機の業界だけではなく、業界では実際に談合がまん延しているとは思っています。競争性が損なわれるということは、それだけ税金が無駄遣いされるということです。もっと小さな工事になるのでしょうか、悪質な業者が生き残って良質な業者が駆逐される、要するに、談合なんかにくみしないような業者が駆逐されてしまうことになったら本末転倒ですから、談合に関しては厳しく点検をしていただきたい。

ましてや、県警察が契約している内容については、外よりももっと厳しく目を光らせていただきたいということで、警察庁にも意見を上げておいてください。県警察だけの問題ではないと思います。全国で6社は寡占状態ですから、これが談合だったら大変なことになります。そこら辺の厳しいチェックをお願いして、今日はこれで終わらせてもらいます。

岡田委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

これをもって、質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。(13時17分)